

葛城市民ニュース第5号

発行日：平成30年4月

発行者：葛城市みどりの風の会

伏見泰徳 FAX:0745-69-5008

葛城市の皆様、平成30年の第1回葛城市議会定例会が3月23日に閉会しました。今回の市議会では道の駅補助金の一部を国に返還する平成29年度補正予算案を可決する一方で平成29年10月に出された監査委員からの勧告に基づく民事訴訟を起こそうとした議案を継続審議にするという矛盾だらけの運営が続いています。

道の駅補助金の3割を国庫に返還！ 1億6400万円（これは市民負担）

平成29年度補正予算での支払を可決！？

血税の無駄遣い、責任を誰が取るのか！

市が定例議会に提案した平成29年度一般会計補正予算（第8号）では、平成27年度に国から交付を受けた補助金5億5400万円のうち、1億6457万円を返還する予算が計上されています。昨年8月の国や県の現地調査等によって不適切な支出や補助申請が指摘され、返還を求められたものです。内訳は、道路情報棟などの道路事業で6400万円、地域振興棟などの都市再生整備計画事業で1億円となっています。

平成28年度分の補助金については、平成30年度中に県の検査を受けることになっています。さらに国の会計検査院の検査も受けていないため、返還金はさらに増える可能性があります。

乱脈な道の駅建設事業の執行にかかわる違法な公金の支出が3500万円、この度の補助金の返還金1億6400万円と合わせて2億円もの負担が市民と市財政へ重くのしかかってくることになります。改めて道の駅事業を強引に進めてきた山下前市長と議会の責任が問われます。（大人も子供も入れて一人5,000円以上の負担ですよ）

道路事業6400万円、土地開発公社による先行取得は補助対象外とわかっていただけなのになんでやったの！！

上記道路事業の6400万円は、社会福祉法人の建物移転補償費1億1700万円の55%です。土地開発公社が先行取得した建物の移転補償が補助の対象にならないことは、平成13年3月30日付の国交省の事務次官通達や平成19年3月30日付道路局総務課長通達で周知されています。何よりも常任委員会等において近鉄尺土駅前整備事業の議論の中で、市は土地開発公社による先行取得は補助対象にならないと明確に答弁していました。わかっていたにも関わらず、偽りの補助申請を行い市民と市財政に損害を与える行為は許しがたいものです。

都市再生整備計画事業1億円 指摘無視の事業拡大 市民に付け回し！

都市再生整備計画事業の補助率は40%ですが、この事業には基幹事業と提案事業が位置づけられ、事業費に占める提案事業費割合が28%を超えると補助率が下がる仕組みになっています。地域振興棟の売場面積の拡大や2階建等への計画変更によって提案事業費割合が増えたこと、屋根付き駐車場など補助対象外の事業に補助金を流用するなどの不適切な支出が相まって、国費率が29%程度となったことによるものです。この事業における提案事業費割合の問題も、常任委員会等で指摘されてきましたが、そう言った意見に耳を貸さない強行突破で今日の事態を招いたものです。

道の駅違法支出返還要求3500万円、支払いの意思なし！ 阿古和彦市長は「民事訴訟」を起こすべく議案提出！

市は平成29年12月18日、市監査委員の勧告（平成29年10月20日）に従い、山下和弥前市長や生野吉秀前副市長、社会福祉法人などの関係者に対して、太田新池線道路改良工事（他3件）など3件の違法支出約3500万円の損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行いました。ところが20日間の期限が過ぎても、いずれの者からも支払の意思が確認できなかったため、3月5日開催の定例議会に「訴えの提起について」（民事訴訟）に関する議会の議決を求める議案を提出しました。**しかし！！**

市議会は「報告が不十分」と 継続審査に！！ 店ざらしにして廃案にするつもり…？

ところが市議会は、山下前市長と一緒に道駅の建設事業を推進し、市長選挙で山下前市長を推薦してきた議員・会派の多数（下表）によって、「報告が不十分」「審議が不十分」「勉強不足で理解に温度差がある」などを理由に採決せず継続審査としたのです。

議会の一般常識として、会期中に採決をせず継続審査とすることは、**議案を店ざらしにして廃案にしようとしているのでは？**

○継続審査に反対し採決を求めた議員(5名)

梨本洪瑠 吉村始 奥本佳史 岡本吉司
谷原一安（共産）

○吉村優子（議長のため採決に加わらず）

○継続審査に賛成した議員(9名)

杉本訓規（維新） 松林謙司（公明） 内野悦子（公明）
川村優子 増田順弘 西井覚 藤井本浩 下村正樹 西川弥三郎

民事訴訟の提起に至る経緯

平成29年 4月10日	阿古市長、葛城市市政検討委員会に対し「道の駅事業における取り扱い」について調査検討を諮問
平成29年 8月31日	市民有志による住民監査請求提出 → 葛城市監査委員に対して、道の駅建設事業にかかわる違法な支出約3500万円を調査し、葛城市長に対して山下和弥前市長ら関係者に返還ないし損害賠償請求を求めること
平成29年10月10日	市政検討委員会が答申を発表 → ①「道の駅かつらぎ」事業における建物移転補償契約、②中戸及び太田地区における道路改良事業、③南阪奈側道第1号線改良その2工事の3件について、いずれも「何ら法的根拠のない不正支出と言わざるを得ない、市はその支出をさせた者について、背任罪、民事賠償請求等の法的責任を追究することにつき検討すべきである」等の内容
平成29年10月30日	葛城市長に対し、葛城市監査委員より「住民監査請求に基づく勧告について」を通知 → ①南阪奈側道1号線道路改良その2工事に含まれる社会福祉法人の取壊し工事について、②太田新池線道路改良工事（他3件）の工事について、③新道の駅建設事業にかかる建物補償の変更契約2500万円の3件について、違法な公金の支出があったものであり、損害賠償の責めを負うべきであると判断、山下和弥前市長及び生野吉秀前副市長、社会福祉法人らに、損害賠償請求ないし不当利得の返還を請求するよう求める
平成29年12月11日	議会全員協議会開催 → 市より、市監査委員会の勧告の内容等について説明
平成29年12月18日	葛城市が損害金等の返還を求める督促状を発送 → 市監査委員の勧告に基づき、山下和弥前市長らに違法に支出された3500万円及び年5%の遅延損害金を20日以内に返還するよう求める
平成30年 3月 5日	第1回議会定例会に「訴えの提起について」の議案を提出 → 期限の20日を過ぎても、いずれの者からも支払意思が確認されなかったため民事訴訟を起こすための議案を提出し、議会の議決を求める

議会の使命と議員の職責果たして欲しい！

議会の最も重要な使命は、市町村の意思決定機関として、市長から提案された議案に対して、議会の権限である議決権を行使して葛城市としての意思を決定することです。議員の職責は、市民の代表として、与えられた発言権や表決権などの権限を行使して、可否を表明することです。

本件は平成29年12月の全員協議会でも説明がありました。しかも3月定例議会の会期は19日間、議案配布日からすると26日間もありました。議案調査や議案審査の時間は十分確保されていました。定められた会期があるにもかかわらず、「報告が不十分」「審議が不十分」などと、いたずらに会期を空費し、法令の規定により議会が議決すべき議案を議決しない現状は、市民の意思に背を向け、返還を求められている山下前市長ら関係者を擁護するために、自らの使命と職責を放棄しているものと言わざるを得ません。

自らの責任は棚上げ？

不正な公金の支出まで市民に負担させるのか！

30億円を超える税金を注ぎ込み、道の駅建設事業を推進してきた前市長、前副市長と賛成議員の責任を棚上げにして、3500万円もの負担を市民に押し付けようというのでしょうか。道の駅建設事業にかかわる違法・不正な公金の支出は、別表「民事訴訟の提起に至る経緯」の様に、市政検討委員会の答申や住民監査請求に対する監査委員の勧告の内容とともに議員全員協議会で説明され、議員（当時）には文書で配布されています。何よりも、この事件がテレビや新聞で繰り返し報道されるなど、葛城市の重大問題として市民に広く周知され、大きな関心事になっていることです。市民と市財政に与えた損害を取り戻すべく、住民監査請求を行った勇氣ある市民や違法な公金支出と明確に判断した市監査委員の勧告を蔑ろにするものです。議会は、直ちに委員会を開催し、審査を再開して「訴えの提起について」の3議案を議決すべきです。